平成２４年（フ）第３１号
長野県上田市本郷584番地８
債務者　深草　洋一
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　利夫
4　破産債権の届出期間　平成24年６月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月31日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第２４９２号
大阪府茨木市双葉町15番12号
債務者　込山　弘司
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林堂　佳子
4　破産債権の届出期間　平成24年７月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月23日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９７５号
大阪府池田市神田３丁目19番６―305号
債務者　久世　康博
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾﨑　宏明
4　破産債権の届出期間　平成24年７月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３３４号
大阪府枚方市出口６丁目９番１―304号
債務者　田中　保晴
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　裕子
4　破産債権の届出期間　平成24年７月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１８号
名古屋市中区松原２丁目９番８号
債務者　美浦　康夫
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾関　栄作
4　破産債権の届出期間　平成24年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月29日午後３時20分
6　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８５１号
名古屋市東区大幸１丁目３番８号　宝マンション矢田610号
債務者　藤澤　　光
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村松　豊久
4　破産債権の届出期間　平成24年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３０９号
大阪府茨木市桑田町14番16号
債務者　川本　　学
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾﨑　宏明
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４３１号
大阪市天王寺区大道１丁目４番１号　Ｓパレス天王寺604号
債務者　デザイン写楽こと　小西　秀司
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾﨑　宏明
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第７４号
山形県寒河江市八幡町４番28号　コーポ八幡Ｄ
債務者　井田　玲子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７１号
埼玉県熊谷市上之768番地２
債務者　和田みどり
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２８号
和歌山県田辺市芳養町４番地の８
債務者　深美千奈美
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第２９号
和歌山県田辺市古尾21番25号
債務者　榎本　勝太
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第３４号
和歌山県田辺市新庄町28番地の８
債務者　山下　美香
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第３５号
和歌山県東牟婁郡串本町串本1577番地　尾の浦団地05―003
債務者　中村　嘉宏
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第４７号
福島県いわき市自由ケ丘62番地の12　笠井アパート２―２
債務者　根本しげみ
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第１３４号
埼玉県草加市旭町６丁目13番22―704号
債務者　福田美代子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１７８号
新潟市西区鳥原2139番地５　ノーバハウス203号
債務者　井上　千穂
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
新潟地方裁判所民事部